

### 1. 基本施策

本市では、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組みである「市民への啓発と周知」「自殺対策を支える人材の養成」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」「地域におけるネットワークの強化」の5つを基本施策とし、それぞれの関係機関で推し進めながら、かつ連携し包括的に取り組むことで、本市における自殺対策を推進していきます。

基本施策1 市民への啓発と周知
-----------------

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあり、危機に陥った際に、適切な支援へとつながりにくい現実もあります。

そこで、「生きることの阻害要因」となりうる様々な問題に合った相談窓口等の情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう地域全体に向けた普及啓発を図ります。

#### (1) 相談窓口の案内や自殺関連の資料配布

自殺に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知のために、さまざまな機会を通じ、リーフレット等を活用し、啓発を推進します。

また、市民便利帳に、行政のしくみや役所における各種手続き方法、助成制度等の情報の他、暮らしに役立つ生活情報、支援に関する相談先の情報をわかりやすく掲載します。

さらに、おすすめ資料企画展示や自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際には、自殺対策関連だけでなく、「生きることの促進要因」となるよう趣味に繋がるようなもの等も含め、幅広い展示や情報提供を行います。

#### (2) 市民向けの講座等の開催

自殺対策に関する市民の理解を深めるため、また、自殺やその要因となる危機を回避し「生きることの支援」につながるよう、様々なテーマを取り上げた講座等を開催します。

#### (3) メディア等を活用した啓発活動

自殺対策に関する理解を広げるために、広報紙やホームページを活用し、普及啓発してい

きます。また、SNS による情報発信、新聞各社／テレビ／ラジオなどの情報伝達にも努めていきます。

## 基本施策2 自殺対策を支える人材の養成

自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺に対する正しい知識の普及と自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応・連携を図ることのできる人材の養成は、自殺対策を推進する上で基礎となる重要な取組みです。

### (1) 様々な職種を対象とする研修

市職員を始めとした様々な職種に対し自殺対策に関する研修を実施し、危機に陥っている人の傾聴や適した相談窓口へのつなぎことの重要性を学ぶ機会を作り、自殺対策の支え手となる人材を養成していきます。

また、いじめ対策事業として、いじめの早期発見、対応、未然防止のための教職員研修を実施し、児童生徒の自殺防止に努めます。

### (2) 一般市民に対する研修

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員や一般市民を対象に、こころの健康づくりやゲートキーパーについて学ぶ機会を提供し、自殺対策についての理解を深め、生きるための包括的な支援を行う人材の養成を進めます。

## 基本施策3 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの阻害要因（失業や借金、いじめ、人間関係の悪化、病苦、生活苦等）」よりも、「生きることの促進要因（自分自身の自己肯定感、信頼できる人間関係を保つこと、危機があれば回避する能力等）」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組みのみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組みを合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

そこで、本市においても「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組みを進めます。

#### (1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

自殺は、失業や借金、いじめ、人間関係の悪化、病苦等、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、適切な相談機関や窓口につなぐためにも、関係機関との連携を図ることが重要です。消費者相談、法律相談、申告・税務相談、納税相談、福祉総合相談、高齢者総合相談、介護者相談、重複多受診者の相談、こころの相談、子育ての相談、教育相談等の各種相談を充実させるとともに、それぞれの相談から次の必要な相談へとつないでいきます。また、市民に相談窓口を幅広く周知します。

#### (2) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱える人が、人や支援とつながるよう、地域公民館等での継続的な活動を行うクラブや生涯学習等の教室を支援します。

また、地域子育て支援拠点事業として、乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置等の居場所づくりの取り組みを推進します。

#### (3) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺者全体の約2割ですが、再度の自殺企図を防ぐためにも、自殺の原因となった様々な問題に対して、関係機関と連携しながら相談支援を継続していきます。

#### (4) 遺された人への支援

自殺者の多くは、家族と同居しており、遺された家族や周囲の人々にも深刻な影響を与えます。そこで、遺された家族や周囲の人のために、こころの相談や自死遺族家族会の案内等を行うことで、精神的な負担の軽減を図ります。

### 基本施策4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自殺の背景にあるとされる様々な危機への対処方法や相談先に関する情報を早い時期から身につけることは、将来の自殺リスクの低減に繋がると考えられます。

児童生徒が、「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、危機に直面した際に、信頼できる人に助けを求められるよう、関係機関と連携し、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育等を推進していきます。

#### (1) 児童生徒や若年層への相談支援の推進

児童生徒や若年層が抱える様々な問題に対しては、家庭児童相談や教育相談等が関係機関と連携を図りながら対応していきます。

また、不登校児童生徒に対しては、適応指導教室を設置し、集団生活への適応力を高めるとともに、孤立を防ぐための居場所づくりや学校、地域で見守る体制づくりをしていきます。

### (2) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

児童生徒が、様々な困難に直面した際に、信頼できる人に SOS の出すことができるよう、教育分野及び社会福祉分野の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童生徒の課題解決に向けた対応を図ります。

また、児童生徒の SOS に早期に気づき対応できるよう、関係機関等とのネットワークの構築、保護者・教職員等に対する支援・相談、学校のチーム体制の構築・支援等を行います。

### (3) 児童生徒や若年層への健全育成に資する各種取組みの推進

児童生徒や若年層に対し、公民館及び地域公民館において、生活や自然、ボランティア等の体験活動を取り入れたプログラムを実施し、豊かな人間性の育みや人との関わりを学ぶ等、健全育成のための取組みを推進します。

## 基本施策 5 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、様々な要因が複雑に絡み合って、心理的に追い込まれた末の死です。そのような自殺の危機に対しての支援を推進する上での基盤となる取組みが、地域におけるネットワークの強化です。そのため、全庁的な施策を通して、地域で展開されている様々なネットワークと自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

### (1) 住民同士の助け合いへの支援

地域安心ふれあい事業では、住民同士が協力して助け合い、支援が必要な方を地域で支えるための「ふれあい見守り活動」と、公的サービスでは対応しきれない「谷間」を埋める「いきいき・元気サポート制度」を推進します。

### (2) 地域のつながりの強化

地域包括ケアシステム事業では、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域で一体的に提供する地域包括ケアシステム推進や関係者同士の連携を深める地域支援ネットワーク会議を行い、地域のつながりを維持、強化することで、地域の中で SOS が出しやすい総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

## 2. 重点施策

市では平成 25 年から 29 年の 5 年間で、84 人（男性 58 人、女性 26 人）が自殺で亡くなっています。そのうち 37 人は 60 歳以上で、全体の 44.0%を「高齢者」が占めています。また、自殺の特徴として、無職の男性が多く、危機の経路からも、退職や解雇、職場の人間関係等、「生活困窮者」や「勤務・経営問題」が複雑に絡み合っていることが分かります。

これらは人生の中で誰もが直面する可能性のある問題であり、そうした問題を抱えた時の対処方法や助けを求めることのできる相談・支援先についての正確な情報等を知ることが、いざという時に役に立ちます。

こうしたことを踏まえて市では、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営問題」への取り組みを対象とした各種施策を重点的に進めていきます。

※自殺総合対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル」において、行田市において今後重点的に取り組むべき課題として「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営問題」に関わる自殺への取組が指摘されています。

### 重点施策 1 高齢者への対策

#### <高齢者の現状と課題>

市における、過去 5 年間（平成 25 年～29 年）の自殺死亡者数 84 人のうち、60 歳以上の自殺死亡者数は 37 人と 44.0%を占めています。男性では、60 歳代、女性では、70 歳代が、埼玉県及び全国よりも高い割合にあります。高齢者は、退職や離職、病気、家族との死別や離別等をきっかけに、孤立や生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、高齢者の男性で地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組みのみならず、高齢者を支える家族等に対する支援も含めて、自殺対策の啓発と実践を共に強化していく必要があります。また、高齢者とその支援者が社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

#### <高齢者の自殺予防に向けた施策>

##### (1) 高齢者の「生きるための支援」の充実と啓発の推進

高齢者への総合相談事業の他、高齢者の様々な相談に応じる機関や支援等では、市の窓口や地域包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、関係機関とのネットワークの構築に努めていきます。

また、離別や生活困窮、病苦等、問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチし「生きるための支援」を幅広く推進し、誰もが安心して住み慣れたまちで暮らせるよう、関係機関が連携しながら、施策の充実を図ります。

### (2) 高齢者が生きがいを実感できる居場所づくりの推進

高齢者向けクラブ等の生きがい施策や地域公民館等での教室の機会に、地域の集まりや自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進め、特に男性の孤立化を防いでいきます。

### (3) 高齢者の周りにいる支援者の理解を深める

高齢者の日常生活を支援する地域包括支援センター、民生委員、いきいき元気サポーター等が、日々の活動を通じて自殺のリスクに早期に気づき、関係機関と連携を図りながら、必要な支援へとつなぐといった対応ができるよう、地域支援ネットワーク会議や認知症サポーター養成講座、介護者教室等の各種研修を行い、関係機関の連携体制の強化や自殺対策についても理解を深めます。

## 重点施策2 生活困窮者への対策

### <生活困窮者の現状と課題>

市における、過去5年間（平成25年～29年）の自殺死亡者数84人のうち、約26%が「失業中・無職」です。また、その約77%が30歳代～50歳代となっています。

自殺は退職や離職、病気の悩み、家族関係や職場の人間関係の悩み等が複雑に絡み合っていることが多いといわれており、自殺の防止にあたっては、精神保健の視点だけでなく、生活困窮等も含めた視点で包括的な生きる支援を展開する必要があるといえます。

### <生活困窮者の自殺予防に向けた施策>

#### (1) 生活困窮者自立支援事業と生活保護事業との連動

生活困窮者自立支援事業において、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、その相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、自立支援を計画的に行うことで、自立の促進を図るよう進めていきます。また、生活保護事業においては、生活保護法に基づき、生活困窮者の最低限度の生活の保障及び自立を助長していきます。

## (2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

様々な問題を抱えた生活困窮者に対して、福祉総合窓口での相談や消費者相談、法律相談、納税相談や各種助成等があり、相談をきっかけに、抱えている他の問題が把握される場合があります。生活困窮者の背景や家族状況は様々であることから、子どもから高齢者までの幅広い視点で、関係機関と連携をしながら、包括的な問題の解決に向けた支援ができるよう推進します。

### 重点施策3 勤務・経営問題への対策

#### <勤務・経営問題に関わる現状と課題>

市の過去5年間（平成25年～29年）における自殺者数を職業状況別に見ると、自殺者数84人のうち、有職者の自殺は計29人で、その内訳は「自営業・家族従業者」が9人、「被雇用者・勤め人」が20人となっています。一方で、自営業・家族従業者の割合は、埼玉県及び全国よりも高い状況です。

有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言えませんが、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や離職を余儀なくされた結果、生活困窮や家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定され、少なからず影響を及ぼしている可能性も考えられます。

これらのことから、勤務に関する悩みを抱えた人が、適切な相談・支援先につながるような、相談体制の強化や相談窓口の周知をしていく必要があります。

#### <勤務問題の自殺予防に向けた施策>

##### (1) 勤務問題による自殺リスク減少に向けた相談支援体制の充実

勤務や経営に関する様々なトラブルを抱えた市民に対し、問題の法的解決に向けた方向性を見出す機会となるよう、弁護士による法律相談を充実します。

また、仕事の悩みや職場での人間関係からくるメンタル面の問題については、精神保健の観点から相談対応し、医療機関等とも連携しながら、解決に向かうよう努めていきます。

##### (2) 勤務問題による自殺リスクの理解と普及啓発の推進

働きやすい職場づくりのため、各課や関係機関と自殺予防に関する情報を共有し、心の健康や自殺予防への認識を深めていきます。

また、勤務問題による自殺リスクの理解及び普及啓発のために、生き方、夫婦関係、離婚、DV等幅広い問題について、フォーラム・講座の開催や、情報紙の発行等を行います。

### (3) 職場での心や体の健康づくりの推進

健康で仕事に取り組めるよう、健康診断や相談等を実施し、職場での心身の健康づくりを支援します。また、定期的なストレスチェックで自身のストレス状況を把握することにより、働きやすい環境づくりや必要な医療へと繋げていきます。

さらに、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、従業員と一緒に健康の維持や増進に取り組むという認識を広めていきます。